

青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則

平成七年十月十六日
青森県規則第七十六号
最終改正 平成十二年一月五日
青森県規則第二号

青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則をここに公布する。

青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則

(利子補給)

第一条 県は、農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱(平成七年四月一日付け七農経A第二百九十九号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。)第二に規定する農家負担軽減支援特別資金(以下「資金」という。)を貸し付ける要綱第二の四に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。)に対し、この規則の定めるところにより、当該資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給率)

第二条 前条の利子補給の対象となる資金の利子補給率は、年一・二五パーセントとする。

(利子補給契約書)

第三条 第一条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第四条 第一条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間における資金につき、その融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。)に対し、第二条に規定する利子補給率の割合で計算した金額とする。

(利子補給金の支払)

第五条 県は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から三十日以内にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打切り等)

第六条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、融資機関に対する利子補給金を

打ち切ることができるものとする。

- 一 要綱第四の三の規定に基づき、知事が当該利子補給に係る農業経営改善推進計画の承認の取消しを行ったとき。
 - 二 県の利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入金をその目的以外の目的に使用したとき、又は農業経営を中止したとき。
- 2 県は、融資機関の責めに帰すべき事由により融資機関がこの規則又は第三条の利子補給契約書の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第七条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第一条の利子補給に係る資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(青森県補助金等の交付に関する規則の適用除外)

第八条 この規則による利子補給については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成七年度においては、第四条中「毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間」とあるのは「この規則の公布の日から平成七年十二月三十一日までの期間」と読み替えるものとする。

附 則(平成七年規則第八四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成七年十一月十日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成八年規則第六八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成八年四月十五日以後において利子補給承認のなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第一六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成九年二月七日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第五四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成九年三月二十八日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第五八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成九年四月二十三日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第六四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成九年五月二十三日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第七六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成九年七月一日以後において利子補給承認のなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第八一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成九年七月二十五日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第八八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成九年八月二十二日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第九七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成九年九月二十四日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第一〇八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成九年十月二十七日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第一一三号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成九年十一月二十日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年規則第一〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十年二月六日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給

金については、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年規則第二一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十年三月九日以後において利子補給承認のなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年規則第四八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十年三月十七日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年規則第五六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十年四月十四日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年規則第六二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十年六月十六日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年規則第七五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十年八月三十一日以後において利子補給承認のなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年規則第八六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十年九月十八日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年規則第一〇二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十年十月二十二日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年規則第四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十一年一月六日以後において利子補給承認のなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年規則第一〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十一年二月十二日以後において利子補給承認のなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年規則第一六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十一年二月二十二日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年規則第六三号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十一年四月二十七日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金

について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年規則第八四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十一年五月二十五日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年規則第八八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十一年六月十六日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年規則第九六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十一年八月三日以後において利子補給承認のなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年規則第一〇八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十一年九月二十八日以後において利子補給承認のなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年規則第一一四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十一年十月二十日以後において貸付けのなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年規則第二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の規定は、平成十一年十一月二十九日以後において利子補給承認のなされる農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農家負担軽減支援特別資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。